

皆野・長瀬ロータリークラブ

週報

◇例会日 第1・第2木曜日 12:30~13:30 第3・第4木曜日のいずれか 18:30~
 ◇例会場 長瀬レクリエーションホテル 養浩亭
 ◇事務所 〒369-1305 秩父郡長瀬町長瀬1446 養浩亭内
 Tel:0494-66-4134 / Fax:0494-66-4134
 e-mail:minanaga@chichibu.ne.jp



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

SERVE TO CHANGE LIVES

第1571回例会 令和4年3月3日(火)

【会長の時間】

高田 富康

皆さん、こんにちは。日々いろいろな仕事に関してあります。

1週間の内にあった事をお話します。ある工事現場で元請けさん、下請けさんの2社で工事をしていました。下請けさんが私の契約者で、元請けさんの重機を使って作業をしていました。土木作業は山の斜面を崩したりしますので、土砂が落ちたり、石が飛んだりします。元請けさんの重機を使って、下請けさんが作業をしていたのですが、大きな岩が落ちてきて、キャタピラーとキャビンに入ってしまったのですが、気づかずに仕事をしていたために傷が付いてしまったと。私の契約者である下請けさんは重機を借りていたという事で、傷について賠償しなくてははいけません。保険金は出るのですが、いつこの現場でどうして傷が付いたか。請負の契約書が必要になります。そして修理するために修理工場の写真と見積書が必要になります。



いろいろな人がいて、どうせ傷が付いたのだから、古い傷もなおしてもらおうという人がいます。今回そのケースだったのですが、修理工場からの写真と見積もりを見て、修理工場もそれを把握していたようで、見積書が別々にありました。ちょっと怪しいと感じました。支払いに関しては保険会社書類を見て、判断します。こういった場合には、保険会社は現物を見に行つて、確認します。今回の結論としては今回の傷はこれで、他は以前の傷なのでお支払いはしませんという事になりました。

自動車事故の写真を撮る場合、事故車を見る人は毎日見ているので、傷についてはブロック塀か、ガードレールでついた傷かなど見ただけで分かります。事故車の写真は午後3時以降撮らないという事です。光の反射が夕方になると、太陽が横から出てくるので、判定が微妙になるようです。

このくらい保険会社は細かく精査しています。代理店扱い者に決定権はないので、最後には保険会社の事故処理センターで判断する事になります。私もお客さんと食い違いがあった場合には、保険会社の意見を言うってもらうために、場合によっては保険会社の人に話をしてもらう事があります。

【幹事報告】

畝 徳治

《理事役員会報告》

3月	3	木	いろいろ卓話	理事役員会
	10	木	休会	
	17	木	いろいろ卓話	
	24	木	地区大会へ振替	3/27(日)
	31	木	親睦例会	養浩亭
4月	7	木	児玉RC合同例会へ振替	4/4(月)
	14	木	いろいろ卓話	理事役員会
	21	木	休会	
	24	日	IM	埼玉グランドホテル深谷
	28	木	いろいろ卓話	

1. 地区事務所より
 - ①ロータリー財団補助金管理セミナー開催案内
 - ②地区研修セミナー開催の案内
2. ロータリーの友事務所より「ロータリーの友」購読料改定のお知らせ
3. バギオ基金よりバギオ日より

いろいろ卓話

畝 徳治会員

まず日本語でも英語でも同じですが、当然判断される文言は省略されるという事で、たとえば男の人、女の人、子供がいる家庭を描いて、次の文章で省略されている被害者は誰か。

1. この家では夫がときどき暴力をふるう。
2. この家では父親がときどき暴力をふるう。
3. 太郎さんはときどき暴力を振るう。

太郎さんの文章では誰が被害者か分かりません。夫がとか父親という場合には自然に分かるはずですが、次に

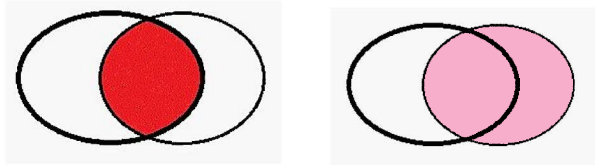
1. この家では、10年前は夫がときどき暴力を振るっていたが、今は仲良くなっている。
2. この家では、10年前は父親がときどき暴力を振るっていたが、今は仲良くなっている。

これについては夫が暴力という事では夫の対義語が妻なので、妻が被害者だと思います。父



親がという文章では父親という言葉が相対的な対義語になっているので相手は子だと思えます。

もう一つ、強調語の位置により意味が変わるのかなど。太い実践の内側が既存条件で真の範囲都市、細い実践簿内側が新規条件の真の範囲とする。



法律の条文では、新規の条件を付け足すのは、過去の条件を全面的に取り消すのではなく、新しい条件を付け足すの普通の考え方です。「のみ」という場合には、もともと太い線の中に真があった時に、新規条件が付け加えられるという事は、成立した部分の更に部分であるというのが左側の図です。右側の図は、新規条件だけを取り上げて、のみに基づいてと。既存の条件を無視して、既存条件の中か外に関係なく、新規条件の内側になるものが成立すると。「のみ」については、このような働きがあるのではないかと思っています。

次ですが、日本国憲法第24条第1項に関する考案という事ですが、編集ミスから生まれた条文という事が私の結論です。

日本国憲法24条ですが「家族関係における個人の尊厳と両性の平等」両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有する事を基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

1946年2月23日の総司令部案が24条の元になっている条文です。

五部ノ内二号（総司令部案の和訳）

第二十三条 家族ハ人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ悪シカレ国民ニ滲透ス婚姻ハ男女両性ノ法律上及社会上ノ争フ可カラサル平等ノ上ニ存シ両親ノ強要ノ代リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケラレ且男性支配ノ代リニ協力ニ依リ維持セラルヘシ此等ノ原則ニ反スル諸法律ハ廃止セラレ配偶ノ選択、財産権、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ヲ個人ノ威厳及両性ノ本質ニ立脚スル他ノ法律ヲ以テ之ニ代フヘシ

要約すると、英文の shall と和文のべしは3件全てにかかる助動詞であると。複数条件を and (且) で結んでいる。婚姻は当事者の間で平等であるべしが1番目です。その後当事者の各人と両親の間での相互同意を基礎としてつくるべしというのが、私の解釈です。両親の強要での被害者は誰なのか。両親と娘さんとの関係だと思っています。何が言いたいかと言うと、同意は誰と誰の同意なのか。

当時の日本の婚姻は本人が承知しないまま、親の意向で進められる事例があった。本人が承知しない婚姻は、本人の尊厳を既存するものとして立法者が嫌っていた。両親の言いなりであった女性を救わなければいけないというのが立法の主旨でした。

2月13日の総司令部案に日本では書き換えています。

三月二日案 第三十七条 婚姻ハ男女相互ノ合意ニ基キテノミ成立シ、且夫婦ガ同等ノ権利ヲ有スルコトヲ基本トシ相互ノ協力ニ依リ維持セラルベキモノトス。

憲法改正草案要綱第二十二 婚姻ハ両性双方ノ合意ニ基キテノミ成立シ且夫婦ガ同等ノ権利ヲ有スルコトヲ基本トシ相互ノ協力ニ依リ維持セラルベキコト
配偶ノ選択、財産権、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ニ関シ個人ノ権威及両性ノ本質的平等ニ立脚スル法律ヲ制定スベキコト

憲法改正草案 第二十二條 婚姻は、両性の合意に基いてのみ成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の権威と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

3月2日案では合意の内容が変わっています。帝国憲法改正案の編集上の問題という事で、両性の合意に基づいてのみをのみに基づいてとひっくり返しています。これは分かりにくいし、最初の総司令部案とはだいぶ違うのではないかと思っています。

まとめとして、GHQの真意は、本人と両親が合意してから婚姻を進めるべきという合意条件を求めたものだったにも関わらず、今の文言は、両性の合意があれば結婚を進めていいという解釈になってしまったと。

高校の時に教わったのは、文言は分かりにくいけれども、強制結婚を排除するために作られた条文であるという事でした。調べてみようと思ったのは、秋篠宮が憲法に決まっているのだから親は言えないというような発言があったからです。本当かなと調べてみました。私としては秋篠宮のような解釈が字から見ると、強いのかなと思いますが、憲法が作られた過程から見ると、そんなに押しつけられていないと。実情は憲法に合っていないのかなと思います。強制婚はダメだけれども、紹介、サジェスチョンするのは憲法がどうかではなく、必要なのではないかと思っています。

ニコニコボックス

- ♪先日、結婚記念日（47年）を迎えました。こえからも健康に注意し、仲良く過ごしたいと思います。 畝 徳治
- ♪2月24日の親睦例会、突然の欠席申し訳ありませんでした。ワクチン接種（3回目）は少し調子が悪かったです。 山田 利明

合計 4,000円

出席率 40.0%